

第十一條 中央執行委員会は本部役員を以て構成し本聯合の執行機関とす。
中央執行委員会は必要に於て尤の専門家を置くことを得。

第十二條 一組織 一組織 五政治 八出版

第十三條 本聯合には以下の役員を置く。
一 中央委員長一名 二 中央常任委員若干名 三 中央執行委員若干名
四 中央委員若くは名 五 會計一行 六 會計監一行

第十四條 中央委員長は本聯合を代表し会計と統轄するものとす。
中央執行委員は本聯合の執行部を構成するものにして中央執行委

第十五條 委員は中央執行委員を互選し中央委員長を補佐するものとす。
會計は會計事務を掌り會計監査は會計事務の監督をなすものとす。

第十六條 本聯合の役員は大会に於て選出するものとす。
但し役員に補欠の必要ある時は中央執行委員会の決議を経て中央

第十七條 委員長を選任することを得。
大会又は中央委員会は顧問法に相談役を推替することを得。

第十八條 顧問法に相談役を推替することを得。

第四章 加盟及會計

第十九條 本聯合に加盟せんとする組合は此の聯合会の決議を経て中央執行
委員会の承認を要す。

第二十條 本聯合は一且加盟を承認したる後と雖もその組合として本聯合の